

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年7月9日
【会社名】	株式会社ピクセラ
【英訳名】	PIXELA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06) 6633-3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 池本 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06) 6633-3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 池本 敬太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当3,969,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき価額の合計額を合算した金額425,169,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,700,000個
発行価額の総額	3,969,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり1円47銭
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ピクセラ 管理部
払込期日	平成25年7月25日
割当日	平成25年7月25日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 大阪営業部

- (注) 1 株式会社ピクセラ第5回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成25年7月9日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(1)号で定義する。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り下げる。))が、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正の頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：93円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は2,700,000株(平成25年7月9日現在の発行済株式総数に対する割合は24.4%)、割当株式数は1株で確定している(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により調整されることがある。)</li> <li>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：255,069,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部または一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社ピクセラ 普通株式(以下「当社普通株式」という。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式総数は、2,700,000株(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。))は1株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。   <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> </li> <li>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初156円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定めるところに従い調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切下げる。)に修正される。さらに、別記(注)第4項(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は直後の取引日に受領したものとみなす。</p> <p>「行使日」とは、別記(注)第4項(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> <p>「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>(2) 本欄第3項による場合を除き、行使価額は93円(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。93円を下回る場合、行使価額は93円に修正される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p>
-----------------------	---

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所が開設する東証1部(その業務を承継する金融商品取引所を含む。以下「取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	421,200,000円 (注) 当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出した金額である。行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</li> <li>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	平成25年7月26日から平成27年7月25日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</li> <li>2 取次場所 該当事項なし。</li> <li>3 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 大阪営業部</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円47銭の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</li> <li>2 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従って14取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円47銭の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</li> </ol>

	<p>3 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して78円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。)を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成25年7月24日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。)の50%を下回った場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上にわたって停止された場合には、本新株予約権者は、それ以降いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。この場合、当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して14取引日目の日において、本新株予約権1個あたり1円47銭の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項なし。 但し、当社が割当予定先と締結するコミットメント条項付買取契約において、割当予定先が本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する旨が定められる。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)

#### 1 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当予定先」といいます。)に対し、行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付新株予約権買取契約(以下「本件買取契約」といいます。)を締結いたします。

##### ・ 不行使期間

当社は、本新株予約権の行使期間中(平成25年7月26日から平成27年7月25日まで)、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を2回まで指定することができます。1回の不行使期間は10連続取引日を超えない期間を規定するものとし、当社は、不行使期間を指定する場合には、割当予定先に対して、最低5取引日前までに通知を行う事に10連続取引日を超えない2期間において割当予定先は本新株予約権を行使することはできないとの制限に服するものとします。

・行使指示条項

当該条項に基づき、本新株予約権については、割当予定先自らの判断で行使が行われるだけでなく、当社は、本新株予約権の行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、一定の制限の範囲内で、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指示(以下「行使指示」といいます。)を行うことができます。割当予定先は、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と割当予定先が合意した期間のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使することを確約します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消す事は出来ません。

・行使義務期間の延長

上記にかかわらず、以下のいずれかの事由が存在すると合理的に判断した場合、その旨を当社に通知することにより、かかる事由が消滅した日(但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日)から3取引日を経過するまでは、割当予定先は本新株予約権の行使義務を負いません(但し、かかる期間の経過前に割当予定先の裁量で本新株予約権を行使することは妨げられません。)

- ( )当社に下記「行使指示の条件」第( )号で定義する未公開情報が存在している場合
- ( )当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合
- ( )政府、所轄官庁、規制当局(日本国外における同様の規制等当局を含む。)、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合
- ( )割当予定先又はその子会社であり、割当予定先による本新株予約権の買受けのあっせんを行うマッコリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)が法令、諸規則又はこれらの者が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合
- ( )行使指示に従い本新株予約権が行使されることにより取得する当社株式の数と割当予定先及び非居住者である個人若しくは法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。)で割当予定先と特別の関係にあるもの(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第3号において引用する対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める特別の関係をいう。)が所有している当社株式の数とを合計した数が、当社の発行済株式総数(行使指示に従い発行される当社株式を含む。)の10%以上となる場合
- ( )行使指示に従い本新株予約権が行使されることにより取得する当社株式に係る議決権数と割当予定先が既に所有している当社株式に係る議決権数とを合計した数が当社の総議決権数(行使指示に従い発行される当社株式に係る議決権数を含む。)の5%を超える場合
- ( )本件買取契約に定める当社のが表明保証を割当予定先が本新株予約権を行使する直前に行ったと仮定した場合、そのいずれかが真実でなく、または不正確である場合



・行使指示の条件

当社が行う本新株予約権の行使指示は、以下の条件に従います。

- ( )一度の行使指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が5,000,000円を超えないこと。
- ( )一度の行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権者が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式の数が、本件行使指示が効力を生ずる日の直前取引日を最終日とする1ヶ月間又は3ヶ月間における当社株式の1日あたりの取引所における平均売買高数(ブルームバーグの公表した数とし、当該期間内に株式分割があった場合には、これを考慮して売買高数を調整する。)のいずれか少ない方の50%を超えないこと。
- ( )一度の本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式に係る議決権数と、割当予定先が既に保有している当社株式に係る議決権数との合計が、当社の総議決権数(行使指示に従い発行される当社株式に係る議決権数を含む。)の5%を超えないこと。
- ( )当社が本件行使指示を発する日は、直前に当社が本件行使指示を行った日又は割当予定先が本新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日目(または当社と割当予定先が合意するより短い期間)以降の日であること。
- ( )本件行使指示の直前において、当社について、金融商品取引法、金融商品取引所規則その他適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにも拘わらず未公表である情報、又は、未だ当社がかかる公表義務を負うに至っていないが、相当の可能性で公表義務を負う虞がある情報・状況(以下「未公開情報」と総称する。)が存在しないこと。
- ( )本件行使指示の直前において、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生していないこと。
- ( )本件買取契約において当社が表明保証した事項のいずれもが、本件行使指示の直前に行ったと仮定した場合、真実かつ正確であること。
- ( )当社が上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に基づく通知を発しておらず、かつ当社について同項第(2)号に定める事由が発生していないこと。
- ( )上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に基づく割当予定先からの通知が発せられていないこと。
- ( )行使直前の3連続取引日の取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、93円に1.1を乗じた額を少なくとも上回っていること。
- (xi)本件行使指示時点において、取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日における当社普通株式の普通取引の終値の5%を超えて下落していないこと。
- (x)本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる本株式の数と割当予定先及び割当予定先関係者が保有している当社株式の数との和が、当社の発行済株式総数(本件行使指示に従い発行される本株式を含む。)の9.99%を超えないこと。
- (x)各本件行使指示は取引日のみ同日の日本標準時間午前10時までに行うものとし(なお疑義を避けるため、取引日の日本標準時間午前10時より後に受領した本件行使指示又は取引日ではない日に受領した本件行使指示は無効とし、何らの効力を有しないものとする。)、かつ、一取引日において2以上の本件行使指示を行うことはできないこと。

(x) 行使義務期間中のいずれかの時間においても、当社の普通株式について、取引所において取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限、ストップ安又はストップ高の措置を含む。)がなされていないこと。

・エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意(かかる同意は不合理に留保されてはならない。)がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。但し、当社の従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除きます。

・優先交渉権

本件買取契約締結日から、行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び本件買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日から12ヶ月が経過する日までの間に、当社株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)、又は当社株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)、当社株式、又は当社株式の交付を請求できる新株予約権を、当社が第三者に発行(当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含む。)しようとする場合(但し、当社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除く。)、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認するものとし、割当予定先が引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にてかかる証券(権利)を発行します。

## 2 資金調達方法の選択理由

当社では、事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、後記「3 本スキームの特徴」に示す本新株予約権の特質を考慮した結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- ( ) 一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと。また、株主割当による新株発行は、株式価値の希薄化は防ぐことができるものの、必要資金を確保する面において不確実性が高いこと。さらに、最近の業績悪化により株価及び出来高が低迷しているため、新株発行自体が困難になっていること。
- ( ) 新株予約権による資金調達は、新株式発行による方法と比べて一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること。
- ( ) 金融機関からの借入の場合、金利及び手数料の負担による投資回収率の圧迫、借入返済のための金融機関との交渉の煩雑さ等の各種の制約が伴うというデメリットが想定されるが、新株予約権による資金調達ではこれらのデメリットを回避できること。
- ( ) 本新株予約権は、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても投資家にとっては行使しやすく、また、株式の第三者割当と異なり、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、長期間に亘って継続的に発生するという当社グループの資金需要を満たしつつ、自己資本増強が可能であること。
- ( ) 新株予約権に当社のコール・オプション(割当後当社取締役会の決議に基づき、14取引日前の事前通知により新株予約権を割当予定先から取得できるとの条件)を付すことで、より望ましい資金調達手段が利用可能となったときにはコール・オプションを行使し、当該他の資金調達手段への切り替えを実行できること。

なお、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は2,700,000株となり、発行済株式の総数である11,034,100株を分母とする希薄化率は24.4%となる見込みです。上記のとおり、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき1株、合計2,700,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

### 3 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

#### 〔長所〕

- ( ) 資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることができる。
- ( ) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず2,700,000株で一定であり、総議決権数に対する希薄化率は、最大でも24.7%までに制限される。
- ( ) 一度に本新株予約権の行使を指示できる数には上限(当該行使指示が効力を生じる日の直前の取引日を最終日とする1ヶ月間又は3ヶ月間の間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%分を超えない数、本新株予約権が行使される結果割当予定先及び割当予定先関係者が所有している当社の株式の数が当社の発行済株式総数の9.99%を超えないこととなる数、本新株予約権が行使された結果割当予定先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、制限超過行使とならない最大数、当該指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が5,000,000円を超えない数のうち、いずれか少ない数を超えない限度)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。
- ( ) 株価が上昇し、より有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能の場合、当社はコール・オプションを行使することで、当該調達方法を選択し実行することができる。

#### 〔短所〕

- ( ) 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- ( ) 割当予定先の基本方針として、当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された当社株式は、市場で売却される可能性が高いため、市場株価の下落を招く可能性がある。
- ( ) 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して当初行使価額の50%を下回った場合、10取引日連続して当社普通株式の1日あたりの取引所における平均売買出来高が、割当日直前の10取引日間における当社株式の1日あたりの取引所における平均売買出来高の50%を下回った場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。
- ( ) 当社株式の流動性が著しく減少する可能性もあるため、流動性が大幅に低下した場合、資金調達額が著しく減少する。
- ( ) 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

#### 4 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 5 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に、振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 6 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

##### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

#### 2 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
425,169,000円	25,042,000円	400,127,000円

- (注) 1 上記差引手取概算額は、本新株予約権の発行価額の総額3,969,000円に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額421,200,000円を合算した金額から、本新株予約権に掛かる発行諸費用の概算を差し引いた金額を示しております。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概要額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、価格算定費用2,000,000円、フィナンシャル・アドバイザー報酬最大20,742,000円(本新株予約権の発行及び新株予約権の行使によりマッコリー・バンク・リミテッドから入金された金額に3.5%～5%を乗じて計算した金額)その他弁護士費用、書類作成費用及び登記費用等で2,300,000円を予定しております。

## (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載の通り400,127,000円です。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額円については、現時点で次の通り充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
CATV局向け次世代STBの開発	150	平成25年7月～ 平成26年6月
ホームセキュリティ製品の研究開発	30	平成25年7月～ 平成26年6月
量産部材の調達等の運転資金	220	平成26年4月～ 平成27年7月

(注)

## 1 手取金の具体的な使途

CATV局向け次世代STBの開発

今後CATV事業者が展開を予定しておりますVOD(ビデオオンデマンド)対応やスマートフォン・タブレット端末との連携、緊急避難情報受信などの地域の防災機能やホームセキュリティ機能等の付加価値サービスに対応したSTB(セットトップボックス)の開発費に充当する予定であります。

ホームセキュリティ製品の研究開発

無線を介した各種センサーと組み合わせたホームセキュリティ製品の研究開発資金に充当する予定であります。

上記及びの量産部材の調達等の運転資金に充当する予定であります。

## 2 調達した資金は、支出するまでの期間、銀行預金にて安定的な管理を行う予定です。

## 3 本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達できなかった場合には、更なる経営合理化により資金を確保し、また、必要に応じて新たな資金調達の方法も検討する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)
(2) 本店所在地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
(4) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マツキャン(H.K. McCann) CEO N.W.ムーア(N.W.Moore)
(5) 事業内容	商業銀行
(6) 資本金	A\$ 8,152 million (平成25年3月31日現在)
(7) 主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

##### c. 割当予定先の選定理由

上記の新規発行による手取金の使途にそった事業計画を迅速に実行するためには、十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は極めて厳しい状況にあります。

早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。



その中で、外資系金融機関を引受先としたエクイティファイナンスの実行をアレンジする株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーより割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの紹介を受けました。当社は、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその子会社であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)の担当者との面談を通じて当社の資金需要について説明を行い、協議を重ねた結果、マッコーリー・バンク・リミテッドの投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

今回の資金調達に関しては、他の複数の会社からもご提案をいただいておりますが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を採用した理由は、従前の実績に対する評価のみならず、同社から提示された条件(コミットメント条項付きであり、当社の行使指示により機動的な資金調達を行えること、また、同社は、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米におけるネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等)を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社ひいては株主の皆様にとって有利であると判断したことによるものであります。

- (注) 1. マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本件第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。
2. 株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、当社とのアドバイザー契約締結にあたり、自己又は自己の役員等はこれまで直接的又は間接的に反社会的組織又はそれに類する組織に該当又は関与し、これを援助したことはないこと等を誓約しており、これらに反する事実が判明した場合、当社は当該契約を直ちに解除し、また、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは当社が被った損害を賠償することとしております。当社は、当該アドバイザー契約及び情報検索などによる独自調査を行った結果に基づき株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

d. 割当てようとする株式の数

マッコーリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数2,700,000株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

なお、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であり、本有価証券届出書の効力発生後に締結される本件買取契約において、本新株予約権の譲渡が行われる場合には、譲受人は本件買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について2010年度から2012年度のアニュアルレポート(2013年3月31日現在の現金および現金同等物はA\$9,500million)を確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリーバンク・インターナショナルも傘下においております。そして、マッコリー・グループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。なお、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が、反社会的勢力との間に一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会による承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに対し、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼しました。

当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付されたコール・オプション及び行使指示権、割当予定先の権利行使行動、割当予定先が有するプット・オプション及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされており、当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上となった場合を設定しております。

また、割当予定先の行動については、割当予定先自らの判断により行使を行うものと想定しております。割当予定先の行使行動は、当社株式の流動性に鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をするものと想定しております。評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした個数を目安にしております。

本新株予約権を行使して得た当社株式の売却行動に関しては、当社株式の流動性を鑑み、行使して得た株式を日々売却していく(日々売却される当社株式の数量については、1取引日あたりの当社株式の売買高の5%に相当する数を上限とする)との前提を置いております。割当予定先が有するプット・オプションについては、当社株式の株価が本新株予約権の当初行使価額の50%相当額を3営業日連続して下回った場合に行使されるとの前提を置いております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性があることも想定しております。

また、当初行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日(平成25年7月9日)前日の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値156円の100%相当額である156円に決定いたしました。当初行使価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権1個あたりの払込金額につきましては、平成25年7月9日の取締役会決議にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)が、有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見表明は、第三者算定機関である株式会社プルート・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、当該評価額と払込金額がほぼ同額であること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
マッコーリー・バンク・リ ミテッド	Level2, No.1, Martin Place, Sydney NSW2000, Australia			2,700,000	19.81%
藤岡 浩	大阪府富田林市	1,593,500	14.60%	1,593,500	11.69%
株式会社エス・エス・ディ	大阪府富田林市藤沢台 6丁目24番22号	1,475,000	13.51%	1,475,000	10.82%
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	7.33%	800,000	5.87%
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	223,700	2.04%	223,700	1.64%
田中 良和	京都市伏見区	204,700	1.87%	204,700	1.50%
ピクセラ従業員持株会	大阪市浪速区難波中 2丁目10番70号	167,900	1.53%	167,900	1.23%
株式会社ピクセラ	大阪市浪速区難波中 2丁目10番70号	118,712		118,712	
吉田 良治	長崎県長崎市	100,100	0.91%	100,100	0.73%
藤岡 紀子	大阪府富田林市	100,000	0.91%	100,000	0.73%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋 1丁目9番1号)	84,900	0.77%	84,900	0.62%
計		4,868,512	43.47%	7,568,512	54.65%

(注) 1 所有株式数は、平成24年9月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第31期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、平成24年12月26日付で臨時報告書を提出しております。その報告内容は以下のとおりであります。

#### 1 提出理由

当社は、平成24年12月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

平成24年12月21日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について、所要の変更をおこなうものであります。

##### 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役に藤岡浩氏、池本敬太氏及び栗原良和氏を選任するものであります。

#### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	59,535	457	0	(注)1	可決 99.20
第2号議案 取締役3名選任の件 藤岡 浩	56,522	3,468	0	(注)2	可決 94.18
池本 敬太	57,335	2,655	0	(注)2	可決 95.54
栗原 良和	57,317	2,673	0	(注)2	可決 95.55

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第31期)及び四半期報告書(第32期第2 四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。



## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成24年12月25日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第31期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	平成25年2月15日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期第2四半期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	平成25年5月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月21日

株式会社ピクセラ  
取締役会 御中

公認会計士 日野利泰印

公認会計士 重谷芳人印

### <財務諸表監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピクセラの平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

私たちは、株式会社ピクセラが平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
  - 2．連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年12月21日

株式会社ピクセラ

取締役会 御中

公認会計士 日 野 利 泰 印

公認会計士 重 谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年5月14日

株式会社ピクセラ  
取締役会 御中

梅木公認会計士事務所

公認会計士 梅木 利泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重谷 芳人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。